

会 議 録

会議の名称	令和4年度第3回 さど未来創造・戦略推進会議
開催日時	令和5年2月21日（火） 13時30分～15時
場所	市役所会議室棟第2会議室
次 第	<p>（協議事項）</p> <p>① 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証（年度内完了分）（案）</p> <p>② 第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について さど未来創造・戦略推進会議への参加について （その他） 佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案）</p>
会議の公開・非公開 （非公開とした場合は、その理由）	公開
出席者	<p>・学識有識者など9名（うち、オンライン参加2名） （事務局）</p> <p>企画財政部総合政策課 課長 笠井 貴弘 企画財政部総合政策課政策推進室政策推進係 係長 中川 直子 主任 松本 亜沙美 主任 菊池 直之</p>
会議資料	<p>・資料No.1 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証（年度内完了分）（案）</p> <p>・資料No.2 第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について</p> <p>・資料No.3 さど未来創造・戦略推進会議への参加について</p> <p>・別紙No.1 デジタル田園都市国家構想総合戦略（概要版）</p> <p>・別紙No.2 さど未来創造・戦略推進会議開催要綱</p> <p>・その他資料 No.1 条例案意見への対応</p> <p>・その他資料 No.2 佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案）</p> <p>・その他資料 No.3 佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例逐次解説</p>
傍聴人の数	1名（報道機関含む）
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
総合政策課 松本	<p>それでは、第3回さど未来創造・戦略推進会議を始めさせていただきます。次第に従いまして、1.開会ということで総合政策課長より挨拶申し上げます。</p>
総合政策課長	<p>当会議は本年度、最後の会議となります。</p> <p>協議事項①については、本来であれば12月頃に令和3年度の決算が認定されるため、年末頃に意見をいただくべきところではありますが、準備などの関係もあり今回での審議となります。1年前の事業となりますが地方創生臨時交付金を活用した各事業についてご意見いただきたいと思ひます。</p> <p>また、協議事項②については、国の法律改正、計画の改訂に伴い、各自治体においても見直しが必要になっています。本日はスケジュール等をお示しするとともに、計画改訂に向け引き続きご意見いただく場に皆さまのお力をお借りしたいと思ひます。</p> <p>本日は活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p>
総合政策課 松本	<p>ありがとうございました。それでは、次第に従いまして進めていきたいと思ひます。座長の選任についてですが、第1回会議にて座長を選任していますが、本日は都合により欠席となっています。会議開催要綱第4条第2項に基づき、座長より指名のありました、E氏へお願いしたいと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
座長	<p>座長に選任されたEです。今年度、最後の会議となりますが、よろしくお願ひします。それでは次第3の協議に入ります。次第3. 協議事項①について事務局から説明をお願ひします。</p>
総合政策課 松本	<p>令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証（年度内完了分）（案）について、資料No.1をご覧ください。</p> <p>この地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止はもとより、感染拡大の影響を受ける地域経済及び住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施するために創設されたものです。また、事業終了後には、外部有識者等を含めたなかで実施状況及びその効果を検証し、公表することが求められています。</p> <p>令和3年度に佐渡市が実施した事業は全部で79あり、うち4事業を次年度に繰越しています。1対象としてはⅠ.～Ⅳ.に区分し、令和3年度は、オミクロン株によって本市においても過去に経験したことのない感染の拡大が生じ、前年度と同様にⅠ.感染症拡大防止の取組が全事業の約半数以上（45事業）を占めました。</p> <p>2事業費内訳は令和3年度内分の交付限度額548,497千円に対し、75事業全体の実績額は566,521,793円となり、交付限度額を超える実績であったため、一部一般財源を付け足した結果となっています。</p> <p>3主な事業の概要は75の個別事業のうち、主なものを1の区分に応じて記載しています。個別事業の検証につきましては、A3資料をご確認ください。</p> <p>Ⅰ.感染症拡大防止の取組は、収束の見通しが立たない状況であったため、新しい生活様式に対応するための支援や、外出自粛等の影響により、長時間化す</p>

	<p>る在宅生活が快適に送れるよう支援を実施しました。</p> <p>II. 雇用維持と事業継続への取組は、外出自粛等の影響を受け、売上の減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援をしたとともに、原油価格高騰に加えて、新型コロナウイルス感染症による生活への影響を受けている非課税世帯等へ支援を行い、生活支援だけでなく、地域事業者の事業継続につながるよう事業内容を工夫し実施しました。</p> <p>III. 地域経済活動の回復の取組は、市内の交通関連事業に対し経営の安定化につながるよう、公共交通の利用を促しました。また、地域経済活動の回復を図るため、前年度事業の見直しを行い、どこでも利用できるよう市独自の「プレミアムどこでも商品券」を発行し、地域経済だけではなく、生活支援につなげました。</p> <p>IV. 社会経済構造の構築の取組は、集落からの要望を受け、感染症拡大防止対策に十分に配慮し、地域環境整備に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んでいる建設業会の経済回復、雇用維持につながるよう事業を実施しました。</p> <p>最後に4総括は、令和2年度に引き続き、感染症対策の徹底と地域経済活動を維持するため、緊急対策の4本の柱に基づき、感染防止対策のほか、ワクチン接種の推進や高齢者・障がい者等の生活を支える取組、さらには、観光振興や市内事業所への支援など、幅広く交付金を活用し取り組みました。また、行政サービスを効率的・継続的に提供するためのデジタルシフトへの対応など、感染の拡大・収束の各局面において必要な取組を実施しました。こうした取組に加え、感染症の影響が長期化していることによる新たな課題や、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減をきめ細やかに実施できるよう実情に応じた対応を今後も対応していく必要があります。</p>
座長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見はありますか。それでは私から質問させていただきます。対象事業が79事業ありますが、このA3の資料に全て記載されているのですか。</p>
総合政策課 松本	<p>A3の配布資料は年度内完了分の75事業について個別に掲載されています。繰越した4事業については、改めて来年度にご報告したいと考えています。この交付金は、令和2年度から実施され、3か年続いています。令和5年度については国から交付金継続が示されておらず、今年度で終了となる見込みです。なお、令和4年度は繰越事業がありますので、令和5年度も引き続き該当事業について実施を予定しています。</p>
A氏	<p>臨時交付金の補助率、仕組みについて詳細説明をお願いします。</p>
総合政策課 松本	<p>この交付金は国から10/10の補助率となっています。他の交付金と運用が異なり国から感染症率や人口割合に基づき、予め各自治体に交付限度額が配分され、必要な対策に活用することができます。ただし、使わなかった場合は返還する必要がありますので、一般財源を付け交付限度額を上回る額で事業を実施しています。</p>
B氏	<p>様々な事業に活用でき、10/10で佐渡市にとって使いやすいものと理解しま</p>

	<p>したが、事業の中身を見ると、特に自動水洗など接触しない社会を目指していると思いました。個人的には、一番求めていきたいバスのキャッシュレス化などに使えると良かったと思います。交付金の活用事業に関しては佐渡市で検討した内容と思いますが、予め活用が必要な事業をリスト化しておく、このような国からの臨時交付金に対して優先順位を付けて即座に対応できると思います。</p>
総合政策課 松本	<p>バスの ICT 化、キャッシュレス化については検討していたが、本線以外の路線も含めて実施するのは難しいとの判断になりました。</p>
座長	<p>観光セクションでも検討したが、本線だけでも約 2 億円の経費がかかるとのことでありました。</p>
C 氏	<p>4 事業が繰越とのことですが、令和 3 年度繰越額 168,651,000 円でこれらの事業を推進していくとの理解でよろしいでしょうか。そして、次年度からは国からの交付はないということでしょうか。</p>
総合政策課 松本	<p>繰越事業と金額についてはご認識のとおりです。国の交付については、今回提示させていただいた内容が令和 3 年度分になりますので、令和 4 年度についても交付を受けています。</p>
C 氏	<p>令和 4 年度の交付額を教えてください。</p>
総合政策課 松本	<p>令和 4 年度の交付額は約 9 億円です。また、一部を繰り越していますので、令和 5 年度では繰り越した事業を実施する予定です。</p>
C 氏	<p>いつまで繰り越すことができるのでしょうか。</p>
総合政策課 松本	<p>翌年度まで繰り越すことができます。</p>
C 氏	<p>令和 6 年度に完了するということでしょうか。</p>
総合政策課 松本	<p>そのとおりです。</p>
座長	<p>それでは、続きまして、次第 3. 協議事項②について事務局から説明をお願いします。</p>
総合政策課 松本	<p>第 2 期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂並びにさど未来創造・戦略推進会議への参加についてまとめてご説明します。</p> <p>まず、資料 No. 2 及び別紙 No. 1 をご覧ください。</p> <p>1. 経過としては、平成 27 年 7 月に策定した第 1 期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略が計画期間満了し、令和 3 年度に「さど未来・創造戦略推進会議」を立ち上げ、第 2 期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。計画期間は令和 4 年度～令和 8 年度の 5 か年となっています。</p> <p>しかし、国において国の第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、令和 4 年 12 月 23 日令和 5 年度を初年度とする 5 か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。</p> <p>2. 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の概要は別紙 No. 1 となります。表紙の裏面をご覧ください。国の総合戦略の基本的な考え方は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す内容となっています。施策の方向性としましては、資料の真ん中あたりの図になります。まず、地方のデジタル実装を下支えする基礎条件の整備があり、その上でデジタルの力を活用した地方の社会課題解決に取り組むものです。</p>

	<p>また、国は各地域の地域ビジョン実現のために施策間連携・地域間連携が重要であるとしており、地域ビジョンの実現を後押しすることが記載されています。</p> <p>3. 地方版総合戦略の策定・改訂については、今ほどご説明しましたとおり、国の新たな総合戦略策定に伴い、当市の第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略も交付金等を活用していることから改訂することとなります。</p> <p>4. 今後のスケジュールとしては、まず国の現地説明会を受けてから改訂に向けた会議を開催したいと思っています。予定になりますが、庁内による本部会議、外部組織であるさど推進会議を各4回程度開催し、令和5年度末策定を予定しています。しかしながら、改訂に向けた手引きにおいては、国の交付金を活用することを踏まえ、早期の策定・改訂に努めることとされていることから、国の現地説明会等も踏まえながらスケジュール調整していききたいと思っています。</p> <p>続いて、そのまま資料No.3をご覧ください。</p> <p>1. 経過については、第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、本会議開催に必要なことを定める要綱を策定し、令和3年度3回の会議を開催しました。このたび、第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂するにあたり、引き続き、現計画の策定に携わっていただきました皆さんに引き続きお願いできないかと思っています。</p> <p>2. 地方版総合戦略の改訂に向けた会議に引き続き参加していただくにあたっては、先ほどと同じ説明になりますが、令和5年度4回程度の会議開催を予定しています。会議開催期間としては、別紙No.2第6条のとおり令和5年度から概ね2年間としており、皆さんには令和5年、6年度と会議への参加をお願いしたいと思います。なお、会議参加に係る謝礼は本年度と同様になります。</p> <p>みなさま、引き続き会議への参加についていかがでしょうか。よろしく願いいたします。</p>
座長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見や質問はありますか。</p>
B氏	<p>現在、市ではデジタル化に向けた推進計画の策定に向けて動かれていると思いますが、今後、総合戦略がデジタル寄りになることでこの計画との整合性はどのように考えていますでしょうか。</p>
総合政策課 松本	<p>総務課デジタル推進室にてデジタル化構想・計画を作成しています。先にこの計画が完成するため、総合戦略についてはその後からの改訂となります。計画の検討にあたっては、本部会議にデジタル推進室の参画を予定していますので、整合性が図りながら改訂したいと考えています。</p>
B氏	<p>総合計画を基にデジタル推進に関する政策が実行されていると思うので、整合性は図られやすいと理解しました。</p>
C氏	<p>本部会議とはどのようなメンバーでしょうか。</p>
総合政策課 松本	<p>市役所の庁内会議となります。本部長を市長、副本部長を副市長とし、各部長で構成しています。</p>
座長	<p>第1回会議でも意見させていただいたが、今の総合計画は各課が出している</p>

	KPI が指標となっているが、それらの政策の成功度合いを測る指標は考えているでしょうか。
総合政策課 松本	KPI については年度途中に確認し、早期に効果を確認したいと考えていますが、どのように活かしていくかは、今後課題と認識しています。
座長	各事業における目標数値は当然把握しているものと思います。提案としては、全政策の成功度合いとして市民の幸福度がどうなったか把握できないでしょうか。
総合政策課 松本	市民の満足度などのアンケートは、今までのやり方としては、計画改訂に合わせてアンケートをとっています。毎年、満足度を調査するとなれば紙ではなく、簡単に市民がアンケートに参加できるようになるのが一番良いと思います。頂いたご意見を踏まえて検討させていただきます。
B 氏	改訂前の状態を把握できると尚良いと思います。
座長	アンケートの内容としては、個人的には今の暮らしは 100 点満点で何点か、その程度で良いと思います。
B 氏	改訂のプロセスとしては、国の現地説明会に参加しないと市の対処方針は見えてこないのでしょうか。現在の戦略を基に構築するか、それとも全く新しいもの要求されているか、どちらを想定しているのでしょうか。
総合政策課 松本	そこを含めて課内で検討しているところですが、まずは国の説明会を踏まえて考えたいと思います。
C 氏	様々な取組を行政は実施していると理解しましたが、地域集落の困りごとを吸い上げて、本部会議で議論すれば市民アンケートをとらずとも市民の声を聞くことができると思います。もう少し行政の取組を認知してもらう努力も大事だと思います。
総合政策課 松本	ご指摘ありがとうございます。
D 氏	皆さんのおっしゃるとおりで、有効に税金を活用していただくために必要なことを進めていただきたいと思います。
座長	それでは、続きまして、次第 3. 協議事項②について事務局から説明をお願いします。
総合政策課 中川	<p>佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案）について、ご説明します。資料はその他資料 No. 1～No. 3 になります。この条例案は、2 月定例会において上程する予定です。</p> <p>まず、はじめに、条例の背景・目的としては、今年度、国から SDGs 未来都市、脱炭素先行地域に認定され、その自覚を深め、持続的な島づくりを目指した理念のもと、「環境・経済・社会」が好循環する仕組みを構築していく必要があると考えています。市民、事業者、行政など多くの関係者が連携しながら、佐渡をフィールドとして、島全体で SDGs を推進し、持続可能な社会を実現していくための共通の指針として、この条例を制定するものです。なお、この条例を制定することにつきましては、令和 3 年度、令和 4 年度のさど未来創造・戦略推進会議をはじめ、市内の各関係団体へも聞き取りを行い、ご意見をいただいております。</p> <p>それでは資料 No. 1 をご覧ください。この条例の制定に向け、1 月 16 日～2</p>

	<p>月 10 日にかけてパブリックコメントを実施した結果となります。パブコメ結果は 2 月 16 日付けで市ホームページに公開しています。3 件のご意見をいただきましたが否定的な意見はありませんでした。3 件の意見のうち、意見 1「この条例は、市の各種計画と整合性を図るべき」との意見をいただき、これにつきましては、条例案第 4 条第 2 項に反映しています。</p> <p>条例案の本文につきましては、資料 No. 2「条例（案）」をご覧ください。条例本文については、前文を設けて、条例の背景、基本的な考え方を示しています。また、難しい用語が出てくるため、第 2 条で定義を設けています。それから、市はこの条例で規定する地域循環共生圏の実現に向けての取組みを主体的に担う責任があるため、第 4 条で市の責務を規定しています。市民や事業者については、SDGs の推進に自主的に取り組んでほしいことから、第 5 条と第 6 条で「市民の役割」「事業者等の役割」として規定しています。なお、この条例は理念条例となっていますので、罰則規定は設けていません。</p> <p>次に、資料 No. 3 の「逐条解説」です。こちらは条例の解説文となっています。この条例が、広く市民にご理解いただけるよう、趣旨などについて説明しています。議会の議決後には条例案と逐条解説を改めて市ホームページで公開することを予定しています。また、この条例がただの飾りにならないよう、地域循環共生圏に関する理解を深めていただくため、今後、市民や事業者に対してワークショップ、勉強会などの開催を考えています。</p>
座長	佐渡市地域循環共生圏に関する条例の提案、それから市民への周知を含めて、皆さまご意見はございますか。
座長	要望になりますが、一昨年、観光で JSTS-D と呼ばれる観光庁が推進している持続可能な観光地推進モデルのトップ 100 に佐渡市が選定されました。これは世界のトップ 100 で、日本の中では 8 地域しかなく、かなり価値の高いことであるため、ぜひ条例で触れていただきたいと思います。
B 氏	最近、この分野で宣言や条例が出されているが、これらの関係性について教えていただきたいと思います。
総合政策課 中川	宣言は、対外的に「～について実施します」と意思を示していますが、それをしっかり形にして市の行動として掲げるものが条例と認識しています。
B 氏	解説には詳細が触れられているが、本文だけでは条例が様々な取組を包括的に支えていくものという考えが分かりにくく、条例や宣言が乱立してしまう恐れがあります。
座長	各分野で環境や持続可能性に配慮することで、自治体の中では分野の取組が同レベルで進行できると思います。例えば、観光交流機構では、どのような着地型観光ツアーを実施するか判断する際に、より持続可能なものを選択するなど、政策判断の一つとなると思われます。
座長	それでは、予定されていた協議議題は以上です。何かご意見等はありませんでしょうか。
総合政策課 中川	それでは事務局より、新潟県離島振興計画の進捗状況についてご報告申し上げます。離島振興計画については、前回の会議で議題とし、皆様に計画素案に対する意見をお願いしました。大変多くの貴重なご意見をお寄せいただき、誠

	<p>にありがとうございました。皆様からのご意見を受け、関係課と協議し、可能な限り反映させていただいたうえで、市としての計画案を2月1日付けで新潟県に提出したところです。当初の予定では、改正法成立後にもう一度皆様からご意見をいただく機会を設ける予定でしたが、改正法の成立が秋の臨時国会にズレ込んだことで、計画策定のスケジュールが非常にタイトになり、国・県との調整の都合上、2回目の意見聴取は行わないことにさせていただきました。離島振興計画策定に向けた今後のスケジュールとしては、3月に県がパブリックコメントを行い、4月1日付けでの計画策定が予定されています。計画が策定されましたら、皆様にもお知らせさせていただきます。報告は以上です。</p>
座長	<p>そのほか、何かご意見等がありますでしょうか。それでは、本日の推進会議を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>